

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、事務員として医療機器と化粧品の品質保証等に関する業務に従事していた。

請求人によると、平成○年○月頃から平成○年○月にかけて継続的に退職強要を受け、また、違法行為を強要されたこと、達成困難なノルマが課せられたこと等により、体調を崩したという。

請求人は、平成○年○月○日、Cクリニックに受診、同月○日にはDクリニックに受診し「中等症うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、平成○年○月中旬頃に「F 3 2. 1 中等症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したとしており、当審査会としても、請求人の精神症状の推移等に鑑み、E医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を生じさせる出来事として、請求人らは、①平成○年○月から同年○月、品質確認がとれていない製品を市場に出すように命じられたこと及び同年○月か○月に実質的な社長から未承認医薬品のモニターの打診をされたこと（以下「薬事法違反の強要等」という。）、②同年○月○日、業務改善要望書が交付され、

7つの課題を6週間の間に提出するように命じられたこと（以下「業務改善要望書への対応」という。）、③同年〇月、品質保証責任者として大規模なプロジェクトへ参画したこと（以下「大規模プロジェクトへの参画」という。）、④上記業務改善要望書への対応及び上記プロジェクトへの参画により、業務量が増加したこと（以下「業務改善要望書等への対応による業務量増加」という。）、⑤業務多忙により、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで2週間連続して勤務したこと（以下「業務多忙による連続勤務」という。）、⑥上記業務改善要望書の交付は解雇を予想させるものであること（以下「退職強要」という。）、⑦上記業務改善要望書が交付され署名させられ、嫌がらせ、いじめを受けたこと（以下「嫌がらせ、いじめ」という。）を主張している。

（5）①「薬事法違反の強要等」について

請求人らは、会社から薬事法違反行為を強要され、その心理的負荷は、「強」である旨主張している。

平成〇年〇月頃に会社が作成した文書に未承認の商品名が記載されており、そのことに対して、〇薬事課から口頭により未承認品の表現方法について指導を受けたことが確認された。この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的心理的負荷強度Ⅱ）に該当するが、会社や請求人が〇薬事課から違法行為について処分を受けた事実は認められず、また、請求人は、「全ての品質確認を行い、納期に間に合わせることができました。」と述べていることから、決定書理由第2の2（2）ウ（イ）cに説示のとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

また、請求人らは、平成〇年〇月か〇月に実質的な社長から未承認医薬品のモニターの打診を受けた時が最も辛い状況であった旨主張しているが、請求人は、局所麻酔のアレルギーを理由にモニター打診を断っており、当審査会としても、会社が請求人に対し、違法行為を行わせようとしたものとは認めることはできない。

（6）②「業務改善要望書への対応」について

請求人らは、業務改善要望書への対応が一番つらいことであり、その心理的負荷は、「中～強」である旨主張している。

この出来事は、請求人の後任であるFが業務改善要望書について、「その内

容を見ると一般社員に対する業務改善要望書ではないなと思い少しびっくりしました。」と述べていることから、その要求の達成が容易ではないことが認められ、認定基準別表1の具体的出来事の「達成困難なノルマが課せられた」（平均的心理的負荷強度Ⅱ）に該当し、改善項目に対する完了日が6週間以内と短期間に設定され、改善項目の中に通常業務として担当していなかった項目が含まれているという状況は認められるものの、当該要望書の対応の過程において、Gマネージャーと請求人による話合いの実施やGマネージャーによる支援が認められるところであり、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(7) ③「大規模プロジェクトへの参画」について

平成○年○月、品質保証責任者として大規模なプロジェクトへ参画したことについては、請求人は通常業務として同プロジェクトに参画したものに過ぎず、決定書理由第2の2(2)ウ(エ)cに説示のとおり、当審査会としても、出来事として評価することはできないものと判断する。

(8) ④「業務改善要望書等への対応による業務量増加」について

②「業務改善要望書への対応」及び③「大規模プロジェクトへの参画」に伴い、業務量が増加したことについては、決定書理由第2の2(2)ウ(オ)bに説示のとおり、具体的出来事の「達成困難なノルマが課せられた」として評価していることから、重複しての評価は行わない。

(9) ⑤「業務多忙による連続勤務」について

請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの14日間、連続勤務に就いていたことが確認された。これは認定基準別表1の具体的出来事「2週間(12日)以上にわたって連続勤務を行った。」(平均的心理的負荷強度Ⅱ)に該当するものの、決定書理由第2の2(2)ウ(カ)cに説示のとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(10) ⑥「退職強要」について

請求人らは、平成○年○月○日に会社から業務改善要望書を交付され、同要望書には「改善されない場合、当社の薬事部門担当として業務を遂行する水準に達していないものと判断を下す。」との記載があり、請求人は薬事部門の専門職として採用され他部門で働くことができないことから解雇を意味するものであり、その心理的負荷は「強」である旨主張している。

しかしながら、同要望書は、退職又は退職勧奨を意図した内容とは認められず、決定書理由第2の2(2)ウ(キ)cに説示のとおり、当審査会としても、出来事として評価することはできないものと判断する。

なお、請求人らは、平成○年○月○日、平成○年○月○日、平成○年○月○日、同年○月○日の出来事についても退職強要に当たると主張しているが、同出来事は、本件疾病発病の1年以上前又は発病後の出来事であることから、評価することはできない。

(11) ⑦「嫌がらせ、いじめ」について

請求人らは、業務改善要望書が交付され署名させられたこと、意図的に低い評価をした業務改善評価が交付されたこと、退職強要を受けたことは、嫌がらせ、いじめであり、その心理的負荷は、「中～強」である旨主張している。しかしながら、決定書理由第2の2(2)ウ(ク)cに説示のとおり、当審査会としても、出来事として評価することはできないものと判断する。

(12) 以上のとおり、請求人の業務による出来事の心理的負荷の総合評価は、「弱」が二つ、「中」が一つ認められ、心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないものであることから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。